

東京農業大学校友会北海道支部規約

(名 称)

第 1 条 この会は、東京農業大学校友会会則（昭和 48 年 4 月 28 日施行。以下「会則」という。）第 54 条（支部の設置）の規定により東京農業大学校友会北海道支部（以下「支部」という。）という。

(目 的)

第 2 条 この会は、東京農業大学校友会（以下「本部」という。）と緊密な連携を保ち、会員相互の親睦を厚くし、会員の社会活動の助長、福祉の向上を図り、あわせて母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業の範囲)

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行なう。

- 1 会員の集会及び会議に関する事項。
- 2 会員の名簿、会報の刊行及び情報のしゅう集に関する事項。
- 3 各種の研究会または講演会に関する事項。
- 4 会員の就職、慶弔に関する事項。
- 5 会員のための諸施設及びその運営に関する事項。
- 6 その他この会の目的を達成するために必要な事項。

(支部の所在)

第 4 条 この会の事務所は支部長宅におき、事務局は役員会において別に定める。

(会 員)

第 5 条 この会の会員は、会則第 6 条に規定する正会員、特別会員及び準会員をもって組織する。

(支部役員)

第 6 条 この会には、次の役員をおくものとする。

- | | | | |
|--------|-----|---------|---------------|
| 1 顧 問 | | 6 幹 事 | 若干名（会計幹事を含む） |
| 2 支部長 | 1 名 | 7 監 事 | 2 名 |
| 3 副支部長 | 若干名 | 8 本部代議員 | 3 名（兼務・除く支部長） |
| 4 幹事長 | 1 名 | | |
| 5 副幹事長 | 若干名 | | |

(役員任期)

第 7 条 役員の任期は2年とする。ただし再選は妨げない。

(顧問の任務)

第 8 条 顧問は、支部の活動、運営に関して指導又は助言することかできる。

(支部長の職務権限)

第 9 条 支部長は、会務を統轄し、この会を代表する。

(副支部長の支部長代行)

第 10 条 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、または支部長が欠員のときは支部長の職務を行なう。

(幹事長の職務)

第 11 条 幹事長は支部長の命を受けて会務を運営し処理する。

(副幹事長の職務)

第 12 条 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、または幹事長が欠員のときは幹事長の職務を行なう。

(幹事の任務)

第 13 条 幹事は幹事長の命を受けて幹事会を組織し会務を執行し、次の事項を処理する。

- 1 事業計画、予算及び決算に関すること。
- 2 規約の変更または廃止若しくは設定に関すること。
- 3 本部、大学、支部、分会及び会員等に対する連絡、調整及び名簿、情報等の処理に関すること。
- 4 その他会務の執行に関する必要なこと。

(監事の権限)

第 14 条 監事は会務の執行の状況を必要の都度監査する。

(本部役員及び支部役員の選出)

第 15 条 会則第 13 条 (本部役員) 及び規約第 6 条 (支部役員) に規定する役員は総会において指名、推薦、投票の何時れかの方法で選出する。ただし再選は妨げない。

(会議の種類)

第 16 条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会の組織)

第 17 条 総会はこの会の会員をもって組織する。

(総会の招集)

第 18 条 支部長は毎年度 1 回通常総会を開催しなければならない。

支部長は必要があると認めるときには、臨時総会を召集することができる。

(役員会の開催)

第 19 条 役員会は必要があるとき、随時開催することが出来る。

(総会の議決事項)

第 20 条 次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

- 1 会務の報告に関する事項
- 2 事業計画、予算、決算に関する事項
- 3 規約の変更または廃止若しくは設定に関する事項
- 4 その他特に重要と認められる事項

(総会の議長の選出)

第 21 条 総会の議長は総会においてこれを選出する。

(総会の議決方法)

第 22 条 議題の議決は総会出席者の過半数以上をもって成立する。

(分会の設置)

第 23 条 会則第 54 条第 3 項(地域または職域ごとの分会設置)の規定にもとづき規約第 2 条(目的)及び第 3 条(事業の範囲)の目的を達成するために地域ごとに支部役員会の承認を得て分会を設けることが出来る。

- 2 分会の名称は「東京農業大学校友会北海道支部〇〇分会(本規約において「分会」という。)としなければならない。
- 3 分会長及び分会役員を選出は分会総会において行なうものとする。

(分会運営費の交付)

第 24 条 この会は、役員会の決定により分会の運営費として支部予算の範囲内で交付金を助成することができる。

(支部長への報告)

第 25 条 分会長は当該分会の規約等の設定若しくは変更又は廃止をしたときはすみやかに支部長に報告するものとする。

- 2 分会長は当該分会の総会を開催するときはあらかじめ支部長に報告し、総会終了後は議事の概要を支部長に報告しなければならない。
- 3 分会長は当該分会の役員に変更があったときは役員の住所、氏名、卒業年次、卒業学科、職業等を支部長に報告しなければならない。
- 4 分会長は当該分会の会員名簿を作成し支部長に報告しなければならない。

(会費等)

第 26 条 この会の運営費は、会費、交付金、寄付金及び雑収入金等をもってあてる。

- 1 会費は年額3,000円とする。
- 2 この会の会計年度は毎年1月1日に始まり翌年12月31日に終る。

付 則

- 1 この規約は昭和38年1月1日から施行する。
- 2 (改正) この規約は昭和53年1月29日から施行する。
- 3 (改正) この規約は昭和54年1月27日から施行する。
- 4 (改正) この規約は平成3年1月26日から施行する。
- 5 (改正) この規約は平成7年1月21日から施行する。
- 6 (改正) この規約は平成11年4月17日から施行する。

校友会北海道支部高校教職員部会 会則

(名称)

第1条 この会は、東京農業大学校友会北海道支部高校教職員部会と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、北海道岩見沢市並木町1番地5に置く。

(目的)

第3条 この会は、会員相互の親睦をはかるとともに母校の発展に寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

①会員の親睦と協調

(2)その他(会員の名簿作成、会員の慶弔等)

(会員)

第5条 この会の会員は、次の2種類とする。

(1)正会員は、校友会北海道支部会員で高校・教育委員会等に在職する者とする。

(2)特別会員は、会長が推薦し総会で承認を得た者とする。

(会費)

第6条 会費は原則徴収しない。本会の経費は、寄付金・交付金・その他とする。

(役員)

第7条 この会に次の役員を置く。

(1)会長 1名 (2)副会長 若干名 (3)幹事 若干名

(4)監事 2名 (5)会計 1名

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第8条 会長は、この会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

3 幹事は、会の運営にあたる。

4 監事は、会の業務および財産の状況を監査する。

5 会計は、会の経理収支にあたる。

(総会)

第9条 この会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

①会則、事業等の変更

(2)役員を選任又は解任

(3)その他会の運営に関する重要事項

3 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(事業年度)

第10条 この会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事務局)

第11条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

附 則

この会則は、平成27年1月8日から施行する。

役員一覧

役 職	氏 名	卒年	所 属
会 長	楊井 慎司	S51 造	岩見沢農業高等学校
副会長	西野 隆行	S62 農	深川東高等学校
	森 秀夫	S63 拓	大樹高等学校
	佐藤 裕二	H03 畜	北海道教育庁
幹 事	加藤 和則	H03 経	岩見沢農業高等学校
	安田 肇一	S63 経	富良野緑峰高等学校
	土田 純也	H06 工	岩見沢農業高等学校
監 事	安彦 勇二	H07 農	帯広農業高等学校
	宮腰 卓	H10 産食	旭川農業高等学校
会 計	斎藤 克幸	H05 畜	岩見沢農業高等学校